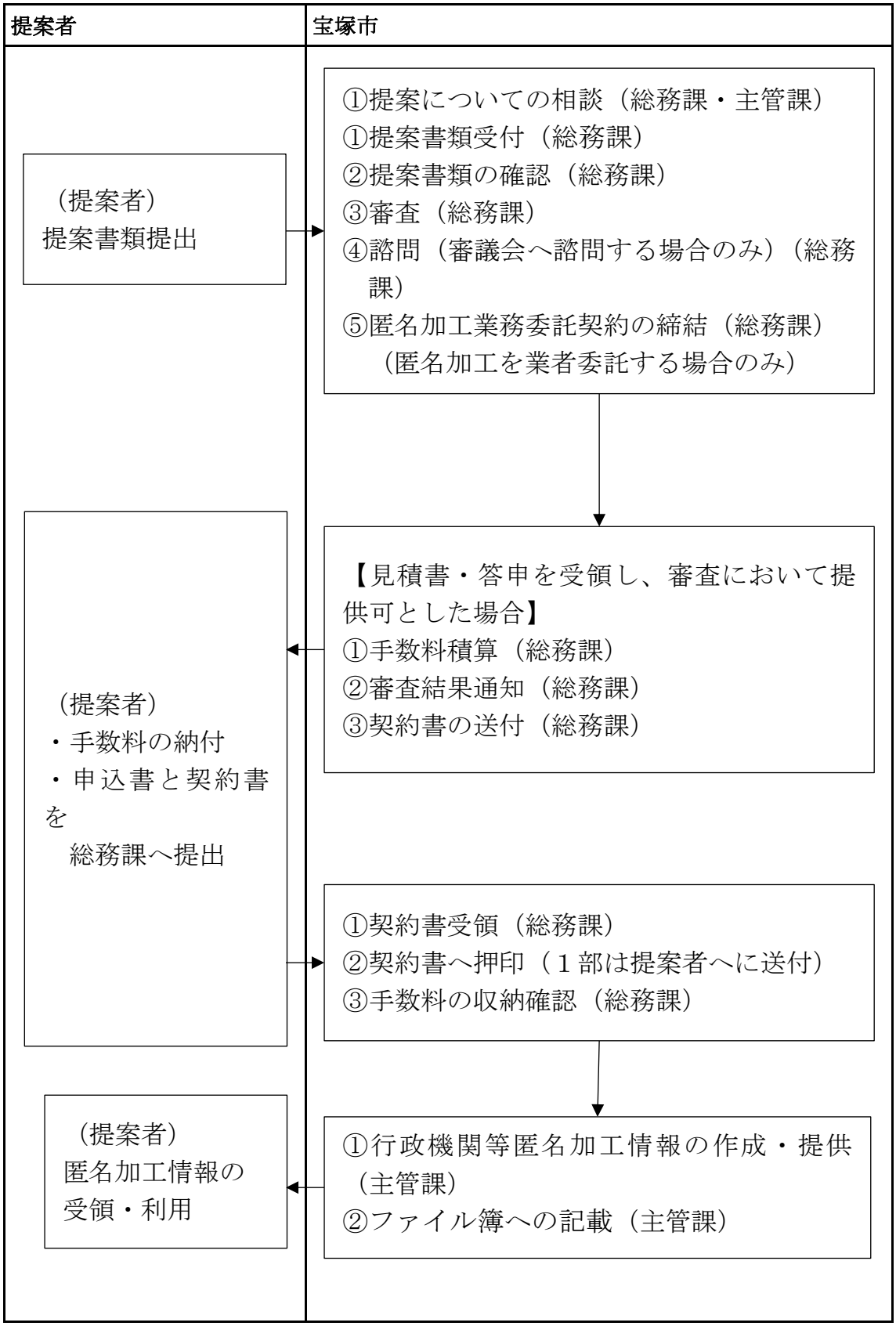
宝塚市行政機関等匿名加工情報に関する事務取扱要領

1　概要

この要領は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護員会規則第３号。以下「規則」という。）並びに宝塚市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第34号。以下「施行条例」という。）及び宝塚市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和４年規則第10号。以下「施行細則」という。）に基づく行政機関等匿名加工情報に関する提案（以下「提案」という。）等に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定める。

事務の手順は、次頁の行政機関等匿名加工情報に係る事務のフロー図のとおりである。

行政機関等匿名加工情報に係る事務のフロー図



2　体制等

（1）提案窓口

総務課に窓口を置く。

（2）各課の事務内容

ア　主管課が行う事務

（ア）行政機関等匿名加工情報の提供についての相談に関すること（個人情報ファイルの内容に限る）。

（イ）行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。

（ウ）行政機関等匿名加工情報の提供の実施に関すること。

イ　総務課が行う事務

（ア）提案の募集及び受付に関すること。

（イ）行政機関等匿名加工情報の提供についての相談に関すること（個人情報ファイルの内容を除く）。

（ウ）提案の審査及び可否の決定に関すること。

（エ）手数料の納付に関すること。

（オ）行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関すること。

（カ）行政機関等匿名加工情報の提供の立会い等に関すること。

（キ）行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務の総括に関すること。

3　相談及び案内

相談は、提案対象の個人情報ファイルの内容に関する事項は主管課、それ以外の一般的な事項は総務課において受付を行う。

主管課は、提案を行いたい旨の相談等があった場合は、提案募集対象の個人情報ファイルの内容について説明する。

この場合において、主管課は、総務課の立会い及び助言を求めることができる。

4　提案の募集

総務課は、ホームページ掲載により、あらかじめ募集要項を公示し、提案の対象となる個人情報ファイルについて、毎年度１回以上、募集の開始の日から30日以上の期間を定めて、提案の募集を行う（法第111条及び規則第53条第１項）。

5　提案の手続

提案の受付は総務課で行う。

6　提案の審査

総務課は、提案書類を受け取った場合は、当該提案が審査基準に適合するかどうかの審査を行う（法第114条第１項各号）。

7　保有個人情報の匿名加工業務の委託契約

保有個人情報の匿名加工を事業者に委託する場合は、事業者と委託契約を行う。

8　手数料の額

総務課は、審査の結果、提案が審査基準に適合すると認めるときは、手数料の額を積算する（法第119条第３項及び４項）。

9　審査結果の通知

（１）審査基準に適合する場合

総務課は、審査の結果、提案が審査基準の全てに適合すると認めるときは、様式６により作成した「審査結果通知書」により提案者に通知する（法第114条第２項及び規則第59条第２項）。

（２）審査基準に適合しない場合

総務課は、審査の結果、提案が審査基準のいずれかに適合しないと認めるときは、様式７により作成した「審査結果通知書」を、提案者に対し通知する（法第114条第３項及び規則第59条第３項）。

10　手数料等の納付及び契約の締結

（１）手数料の納付

総務課は、収入調定を行った上で納付書を提案者に送付し、収納金通知書又は納入通知書兼領収書により手数料の収納確認を行うこと。

（２）契約の締結

総務課は、審査基準に適合する旨の通知を受けた提案者から、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約締結の申込みを受けたときは、契約を締結する。

なお、行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合には、提案者との契約手続と並行して、当該委託契約を締結する。

11　行政機関等匿名加工情報の作成

（１）行政機関等匿名加工情報の作成

主管課は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結後、契約書に記載された行政機関等匿名加工情報の内容及び仕様等に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成する。

また、行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、特定の個人を識別できないように、かつ、その作成に用いる個人情報を復できないようにするために、規則第62条各号に定める基準に従って個人情報を加工するとともに、作成した行政機関等匿名加工情報については、契約者等に提供する前に、適正に加工されていることを確認する。

（２）作成を委託する場合の留意事項

ア　委託先との契約

行政機関等匿名加工情報の作成を事業者に委託する場合、手数料の積算を適切に行うため、契約者に審査結果を通知する前に委託先に対して委託料の見積額を算定させ、これを精査する。

イ　安全確保の措置

行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の事務処理は、保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合の事務処理に準じて取り扱うものとし、施行細則第18条に従い、委託契約時に秘密保持に関する事項等を定めた契約書を締結するとともに、委託先における管理体制や検査に関する事項等を実地検査で確認するなど、適切な措置を講じるものとする。

12　作成した行政機関等匿名加工情報に関する事項のファイル簿への記載及び公表

（１）作成した行政機関等匿名加工情報に関する事項のファイル簿への記載

主管課は、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイル簿のうち、以下の項目を加筆する。

ア　行政機関等匿名加工情報の概要

イ　作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地

ウ　作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

（２）作成した行政機関等匿名加工情報の公表

作成した行政機関等匿名加工情報については、上記（１）の各項目のほか、行政機関等匿名加工情報の特定に資するよう、当該行政機関等匿名加工情報の名称を個人情報ファイル簿に表記する。

13　識別行為の禁止及び安全確保の措置

（１）識別行為の禁止

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない（法第121条第１項）。

（２）安全確保の措置

作成した行政機関等匿名加工情報、作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報については、適切に取り扱うこと（法第121条第２項及び第３項）。

14　従事者の義務

行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する職員等は、業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない（法第122条）。

15　行政機関等匿名加工情報の提供及び提供後の監督

ア　行政機関等匿名加工情報の提供

主管課は、行政機関等匿名加工情報を作成した後、提案書に記載の方法に従って、速やかに契約者等に提供する。

イ　提供後の監督

（ア）提案内容の変更

総務課は、行政機関等匿名加工情報の提供後に、契約者等から提案書の記載事項等について、変更が生じた旨の連絡を受けた場合、次のとおり対応する。

a　事業の変更とまで言えないもの

人事異動等により行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者等に変更が生じた場合等、事業の変更とまで言えない怪微な変更については、様式10を参考として、直ちに記載事項変更申出書を届け出るよう教示する。

b　事業の変更に当たるもの

利用期間の延長、利用目的の追加・変更等、事業内容の変更に当たるものについては、法第118条第1項後段に基づき、事業の変更に係る提案を行わせる。

（イ）契約の解除

総務課は、契約を締結した者が次のいずれかの事由に該当するとき又は当該契約で定める解除事由に該当するときは、契約を解除することができる。

a　偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき

b　法第113条各号に定める欠格事由に該当することとなったとき

c　当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき

16　作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案等

提案者以外の者が、作成された行政機関等匿名加工情報の提供を希望し、又は既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者が、提案書に記載した事業の変更を希望する場合（例えば、提案書に記載した行政機関等匿名加工情報の利用の目的を変更したい場合や、利用期間を延長したい場合）において、法第118条第1項に基づく提案が行われたときの手続については、6から10まで（7の（1）イ及びウを除く。）を準用する。

なお、提案者以外の者が、作成された行政機関等匿名加工情報の提供に係る契約を締結する場合に納付すべき提案1件当たりの手数料の額は、提案者の手数料と同一の額とし、既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者が、事業の変更に係る契約を締結する場合に納付すべき提案1件当たりの手数料の額は、12,600円とする。

この場合において、提案書については様式２を、審査基準に適合する場合の審査結果通知書については様式６を、審査基準に適合しない場合の審査結果通知書については様式７をそれぞれ用いることとなるので留意する。

また、契約書については、様式９を参考として作成する。